＝小杉公民館＝
ドッチボール大会で地域の親睦図る

元気いっぱいに動きまわる子供たち

地域おこしと地区住民の親睦を図ろうと、小杉地域ドッチボール大会が小杉公民館主催によって行われ、和やかで楽しい試合が連夜にわたって繰り広げられました。

大会には、各地区から小学生低学年（男女混合）、小学生高学年（男女混合）と一般の男女別各七人のチーム編成で、ユニークなチーム名がつけられた二十三チームが参加し、三月四日から三月十九日までの間、土、日曜日を除いての毎晩午後七時から一日三試合が行われ、各クラスごとに優勝めざし競われました。

毎晩、試合を楽しみに早くから集まってくる子供たちでにぎやかな小杉コミュニティセンターで行われた試合は、終始和やかな雰囲気のなか、さわやかな汗を流し地域の親睦を図りました。

なお、各クラスの優勝チームは次のとおりでした。

低学年　カランコロンチーム（小杉下）
高学年　弱いチーム（小杉上）
一般男　たまチーム（小杉下）
一般女　ウィディチーム（小杉中）

木津地区（木津部落・地域公民館）
村にこぶしの樹を寄贈

花と緑のふるさと創生事業などを進めている木津地区（木津部落・地域公民館）では、このほど、村の公共施設に植樹するこぶしの樹十四本を村に寄贈しました。

木津地区は、昨年度花と緑のオーナーを募り、こぶしの樹を小阿賀用水路沿いに植樹し、住民の憩いの場にしようと花と緑のふるさと創生事業を進めてきました。

四月七日には、昨年小阿賀用水路工事で植樹できなかった木津下地内に引きつづき白とピンク各七十五本のこぶしを植えるほか、本年度は緑化コミュニティ事業（自治宝くじ交付金百万円）で、先に植えたこぶしの間にあじさい千本を植樹する予定にしていますが、これらの事業を記念して今回役場、福祉センター、中央公民館、小・中学校、双葉保育園、横越体育センターにと白とピンクのこぶし十四本が寄贈されたもので、三月十八日に石井代表区長や伊藤公民館長らが役場を訪れ、浅見村長に手渡しました。

村長にこぶしの名札などが手渡される

狂犬病予防注射忘れずに受けましょう
〈4月23日〉

狂犬病予防法により生後九十一日以上の犬は、毎年一回の登録と狂犬病予防注射を受けなければなりません。

村内の狂犬病予防注射は、六会場で下表の日程のとおり実施されます。

登録をしなかったり、予防注射をしないでいると狂犬病予防法により罰金に処せられることがあります。

集合注射は年一回しか実施されませんので、忘れないようご注意ください。

◎お願い

当日は、ハガキ・印鑑・愛犬手帳・手数料四、九五〇円をご持参ください。

また、会場が混雑しますので、犬を制御できる人が連れてきてください。

期日	会場	時間
4月23日(火)	農村環境改善センター（沢海）	9:30～10:00
	木津構造改善センター	10:20～10:40
	二本木公会堂	11:00～11:20
	川根谷内公会堂	11:40～12:00
	小杉コミュニティセンター	13:10～13:40
	横越村役場	14:00～15:00

「ロシア音楽の夕べ」にご招待

日ソ両国間の経済交流の拡大と両国の親善関係の促進を図るため、ソ連極東シベリア産品見本市が四月十一日から十六日までの六日間、新潟市体育館で開かれ、付帯行事として県内外の音楽家の出演によるソ連芸能団とのジョイントコンサートが四月十二日午後七時から新潟市音楽文化会館ホールで行われます。

鑑賞ご希望の方は実行委員会にお問い合わせください。

▽問い合わせ先
〒950 新潟市学校町通一番町
ソ連極東シベリア見本市実行委員会
☎二二八―一〇〇〇

県立自然科学館
催物案内

夢色・虹色・シャボン玉ランド
▽4月16日(火)～6月16日(日)　午前11時20分～11時35分と午後1時40分～1時55分の2回　◇同科学館エントランスホール　□巨大シャボン玉、シャボン玉テニスや身近な道具を使いいろいろなシャボン玉を作ります。

天体観望会
▽4月19日(金)　午後7時～9時　◇同科学館屋上　◆小学生以上（小学生は保護者同伴）　□月・木星と春の星空案内　参加費＝無料

春の草木と山菜の観察会
▽4月21日(日)　午前9時～12時　◇同科学館花木園　◆小学生以上　40人　□当館の花木園の草木や山菜を観察しよう！参加費＝二〇〇円。申し込みは、4月9日までに、往復はがきに住所、氏名、学校名、学年、電話番号を記入し、〒950新潟市女池蓮潟東二〇一〇番一五　県立自然科学館　春の草木と山菜の観察会係へ（☎二八三―三三三一）

○休館日は月曜日です。（月曜日が祝日または振替休日の場合は火曜日）

下水道整備にご協力を
供用区域九十四ヘクタールに

横越地区の上郷、下郷、前川原の一部及び二本木中地区の下郷の一部の十三ヘクタールが、みなさんのご協力により工事が完了し、三月三十一日から下水道が使用できるようになりました。

今回の供用開始により、平成二年度末で区域外流入区域を含め九十四ヘクタールとなりました。一今後より一層の水洗化にご協力ください。

〝三年以内に水洗トイレに改造を〟

供用開始の公示がされますと、各家庭内の台所や風呂場、水洗トイレなどの排水を流すため、公共汚水ますに接続するまでの排水設備（私設下水道）を、すみやかに造るよう法律で義務づけられています。

〝今回の供用開始区域の場合〟

平成三年三月三十一日から平成六年三月三十日までに水洗トイレに改造していただくことになります。

また、すでに水洗化されているご家庭も、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道に接続していただくことになります。この方が将来を考えると経済的で有利です。

〝排水設備の工事費は〟

宅地内の排水設備工事は個人負担となります。工事費は家庭の状態などによって異なりますが、標準的には三十五万円から四十万円位かかります。（大工、左官などの費用は含まれません。）

〝工事の申し込みは指定工事業者へ〟

排水設備や水洗トイレに改造するときは村が指定する業者に依頼しなければなりません。指定業者以外では工事はできないことになっています。

指定工事業者と工事契約をしますと、工事の手続きなど皆さんに代って一切の手続きをしてくれます。

〝下水道使用料の汚水量はどう計る〟

下水道の使用を開始しますと処理場や管渠などの維持管理費として汚水量に応じて下水道使用料をいただくことになります。

使用料は汚水量十立方メートルまでが基本料金で一、一三三円（消費税三％含む）です。十一立方メートル以上については超過料金をいただきます。汚水量は水道使用量を汚水量とみなします。

ご利用ください 排水設備の融資制度

村では、水洗トイレが早く行きわたるよう排水設備および水洗トイレ改造工事に必要な資金の融資（大工、左官などの費用は除く）のあっせんをします。また、その利子の全部又は一部を補給します。

▽融資あっせんの条件
①処理区域内の建築物の所有者および土地所有者の同意を得た方
②村税及び下水道受益者負担金を滞納してない方
③貸付けを受けた資金の返済能力を有する方
④連帯保証人一名を付すことができる方

▽融資額
工事一件について**五十万円**が限度です

▽融資の利率
金融機関と協定した利率となります

▽融資時期
工事が終わり検査合格後となります

▽融資の方法
最高**三十六回**の元金均等月賦償還です

▽利子補給
○供用開始した日から**一年以内**に水洗化した人―**利子の全額を補給**
○供用開始した日から**二年以内**に水洗化した方―**利子の半額を補給**
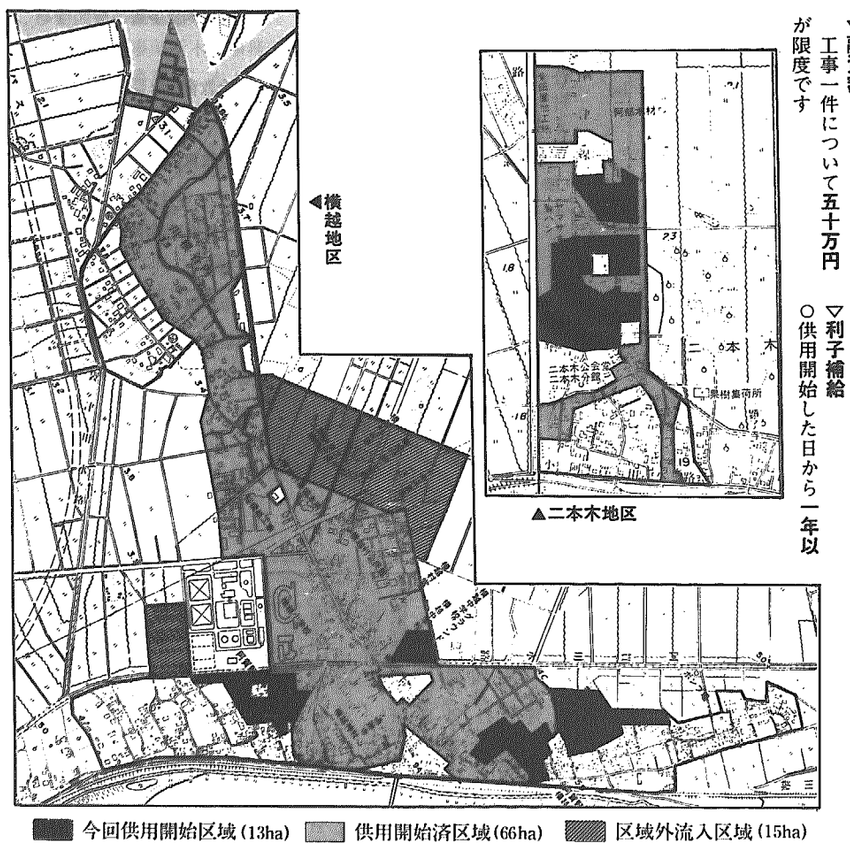
※詳しいことは、役場企業課下水道係に問い合わせ下さい。
☎三八五―二一一一
（内線一四二・一四三）